

大学機関別認証評価 実施大綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>はじめに (略)</p> <p>大学評価基準は、大学の学位課程(学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程)における教育活動を中心として、<u>大学設置基準等の法令適合性を含めて、大学として適合していることが必要と</u>機構が考える内容を示したものです。評価は、<u>この基準に適合しているか否か</u>の判断を中心として実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>はじめに (略)</p> <p>大学評価基準は、大学の学位課程(学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程)における教育活動を中心として、<u>大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、大学として満たすことが必要と</u>機構が考える内容を示したものです。評価は、<u>この基準を満たしているかどうか</u>の判断を中心として実施します。</p> <p>(略)</p>
<p>目次 (略)</p>	<p>目次 (略)</p>
<p>1～4 (略)</p> <p>5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 1)～3) (略)</p> <p>4) すべての基準を満たしている場合、<u>大学評価基準に適合している</u>と判断します。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には<u>大学評価基準に適合している</u>と判断し、確認できない場合には<u>大学評価基準に適合していない</u>と判断します。なお、重点評価項目として位置づける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず<u>大学評価基準に適合していない</u>と判断します。</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 1)～3) (略)</p> <p>4) すべての基準を満たしている場合、<u>大学評価基準を満たしている</u>と判断します。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には<u>大学評価基準を満たす</u>と判断し、確認できない場合には<u>大学評価基準を満たさない</u>と判断します。なお、重点評価項目として位置づける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず<u>大学評価基準を満たさない</u>と判断します。</p>
<p>5) 評価結果においては、<u>大学評価基準に適合しているか否か</u>の判断に併せて、優れた点を明示し、改善を要する点を指摘します。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合に</p>	<p>5) 評価結果においては、<u>大学評価基準を満たしているか否か</u>の判断に併せて、優れた点を明示し、改善を要する点を指摘します。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場</p>

大学機関別認証評価 実施大綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>は特に高く評価します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 意見の申立てと評価結果の確定 (略)</p> <p>特に、<u>大学評価基準に適合していない</u>との判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に設けた審査会において審議を行い、その審議結果を評価委員会に報告します。</p> <p>(略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 改善状況の継続的確認</p> <p><u>大学評価基準に適合している</u>と判断された大学で改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。</p> <p>(略)</p>	<p>合には特に高く評価します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 意見の申立てと評価結果の確定 (略)</p> <p>特に、<u>大学評価基準を満たしていない</u>との判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に設けた審査会において審議を行い、その審議結果を評価委員会に報告します。</p> <p>(略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 改善状況の継続的確認</p> <p><u>大学評価基準を満たしている</u>と判断された大学で改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。</p> <p>(略)</p>
<p>8 追評価</p> <p><u>大学評価基準に適合していない</u>と判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続きに従って、追評価を受けることができます。</p> <p>この追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価結果と併せて、大学として<u>大学評価基準に適合している</u>ものと認め、その旨を公表します。</p> <p>9～13 (略)</p>	<p>8 追評価</p> <p><u>大学評価基準を満たしていない</u>と判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続きに従って、追評価を受けることができます。</p> <p>この追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価結果と併せて、大学として<u>大学評価基準を満たしている</u>ものと認め、その旨を公表します。</p> <p>9～13 (略)</p>